

# 安定水利権が取得できました

藤岡市の水道用水は、地下水(井戸水)38%と表流水(神流川の水)62%で賄われています。

表流水は、これまで国から暫定水利権という権利を受けて取水していましたが、安定的かつ継続的に取水できる安定水利権を確保するため、昭和60年から八ッ場ダム建設計画に参加し安定水利権の取得を目指してきました。このたび、市民生活を守るための安定水利権が、令和3年5月27日付、国より許可となり取得できました。

## 暫定水利権・安定水利権とは

暫定水利権とは、すでに安定水利権が必要とする水量などを確保し、余った水量の範囲で許可され取水できる水利権です。長期的な渇水が発生した場合には河川の水量に余裕が無くなってしまうので、まず最初に暫定水利権から取水制限されます。また、許可期限がきたら効力を失う可能性があり、暫定水利権は不安定

で継続性を欠く水利権です。一方、安定水利権は、ダムが完成し、貯水することで新たに生み出された水量に対する水利権です。よって、余った水量ではなく、確保された水を安定的かつ継続的に取水できます。



## なぜ水利権がなかったのか？

藤岡市では、昭和30年代に水道事業が始まりました。当時は給水区域が狭く、人口も少なかつたため地下

水だけで水道用水を賄うことができ、将来的な水の需要の増加も地下水の井戸を増やして賄う計画でした。このため、昭和43年に完成した下久保ダムの建設計画には参加することはなく、神流川から取水する安定水利権を取得しませんでした。

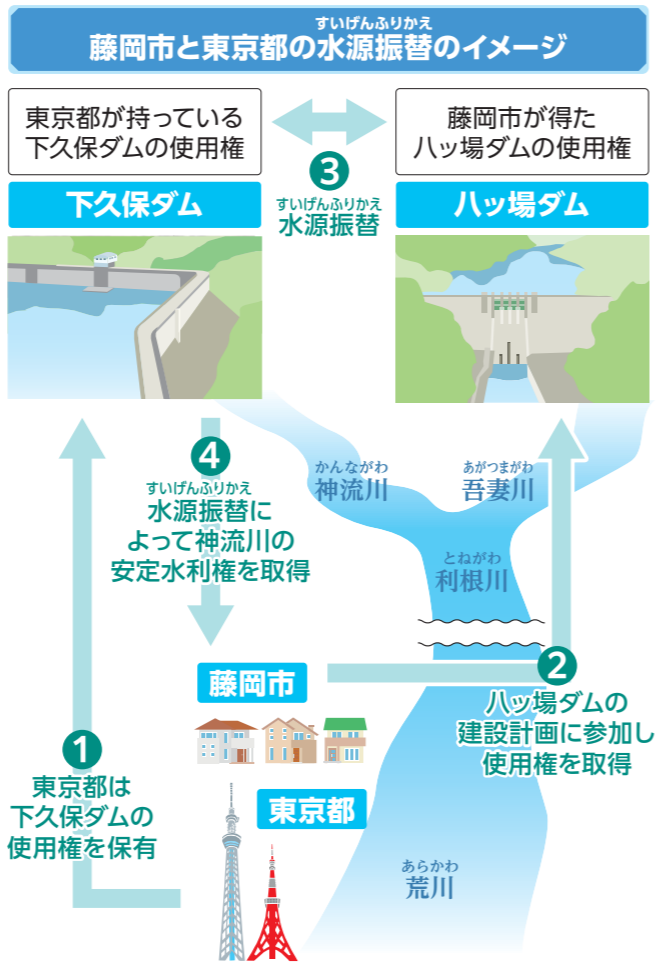
## 八ッ場ダム参加で安定水利権取得

神流川から継続的に取水するためには、新たに他のダム建設計画に参加し、国土交通省からダム使用権の許可を受けなければなりません。ダム完成後、ダム使用権を得ることで、ダムの貯水によって新しく発生する水量を利用することができ

くつかダムの計画がありました。負担金の金額などによって本市にとって最も有利なダムとして八ッ場ダムを選びました。その後、八ッ場ダムの完成で得られるダム使用権と下久保ダムにある東京都のダム使用権を水源振替することで、本市は神流川から安定かつ継続的に取水することができるようになりました。



八ッ場ダム(写真提供:利根川ダム統管理事務所)



## 藤岡市水道事業65周年 藤岡市水道事業のあゆみ

令和3年は、水道事業が創設されてから65年目の節目の年となります。また、八ッ場ダムの完成を受け、群馬県をはじめ、関係各位の協力により長年の願いであった下久保ダムの安定水利権が取得できた記念すべき年でもあります。これをきっかけに「水」について、今一度理解と関心を深める機会になれば幸いです。そこで65年のあゆみを振り返ります。

昭和	32	藤岡市上水道認可(計画給水人口14,000人、最大給水量2,800m <sup>3</sup> /日)
	33	南山配水池完成
	34	藤岡市上水道完成 給水開始
	39	上の山浄水場完成 ※
	41	上水道第1次拡張(計画給水人口20,000人、最大給水量10,000m <sup>3</sup> /日)
	43	下久保ダム完成
	44	上水道第1次拡張第1次変更(取水施設(第3)、送水施設、配水施設増設)
	45	譲原浄水場完成 ※
	47	上水道第2次拡張(計画給水人口30,000人、最大給水量15,000m <sup>3</sup> /日)
	48	鬼石町上水道認可(鬼石・浄法寺・譲原簡易水道を統合)
	50	藤岡市上水道に平井・美九里・岡之郷・小野簡易水道を統合
	50	上水道第3次拡張(計画給水人口60,000人、最大給水量36,000m <sup>3</sup> /日)
	51	鬼石町上水道供用開始 ※
	55	上水道第3次拡張第1次変更(水源の種別、取水地点、浄水方法の変更)
	57	上水道第3次拡張第2次変更(取水地点の変更)
	57	中央浄水場完成
	61	八ッ場ダムの建設に関する基本計画告示(総事業費2,110億円、工期昭和42~75年)
平成	5	上水道第3次拡張第3次変更(取水地点の変更)
	8	北部浄水場完成
	13	上水道第3次拡張第4次変更(計画給水人口66,000人、最大給水量36,000m <sup>3</sup> /日)
	17	上水道事業変更届出(計画給水人口76,000人、最大給水量40,000m <sup>3</sup> /日)
	18	藤岡市と鬼石町が合併、鬼石町上水道を統合
	25	上水道事業変更届出(給水区域の拡張)
	27	東部浄水場完成
令和	2	八ッ場ダム完成
	3	安定水利権取得

※は合併前の鬼石町

問い合わせ 経営課(☎@2814)



## いのち、暮らしを支える安全・安心な水

昭和の時代から長年の懸案であった、安定水利権を取得することができました。市民生活に不可欠な水について、渇水期の安定的な取水、継続的な水利権の確保という大きな安心が実現しました。これまでの過程では、ダム建設計画の変更などの情勢変化がありました。都と県をまたぐ水源振替という極めてまれな事例でもありました。大詰めの振替手続きの局面にもハードルがありましたが、2年余りにわたって各所に粘り強く働きかけ、国・県・東京都から最大限のご理解とご協力を頂く中で今回の許可となりました。ご尽力いただいた関係各位には心から感謝いたします。現在から将来へ、安全・安心の実現には、長期的な展望と取り組みが必要だとあらためて認識しています。今ある暮らしを守り、未来のまちづくりを進めるために、今後も積極的に行動します！